

事 務 連 絡  
2021年3月3日

各地区港運協会 御中

一般社団法人 日本港運協会

新型コロナウイルス感染症に係る「雇用調整助成金の特例措置の延長」及び  
「セーフティネット保証4号の指定期間の延長」について

標記につきまして、別添のとおり、国土交通省港湾局港湾経済課より新型コロナウイルス感染症に係る「雇用調整助成金の特例措置の延長」及び「セーフティネット保証4号の指定期間の延長」について、周知依頼がありました。

雇用調整助成金の特例措置については、現在の雇用情勢を鑑み、緊急対応期間が本年4月30日まで延長されたことが厚生労働省より公表されました。

また、中小企業対策として、セーフティネット保証4号についても、指定期間が本年6月1日まで延長された旨中小企業庁より公表されました。

詳細に関しては、別添記載のURLよりご確認願います。

つきましては、お手数をおかけしますが、この旨貴会傘下の事業者にご周知下さるようお願い申し上げます。

(写) 特別会員

事 務 連 絡  
令 和 3 年 3 月 1 日

一般社団法人 日本港運協会 御中

国土交通省港湾局港湾経済課

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の延長及び  
セーフティーネット保証4号の指定期間の延長について(周知依頼)

貴協会におかれましては、平素より港湾運送行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対しては、政府として雇用調整助成金の特例制度の実施等、各種支援策を講じております。

今般、厚生労働省において、令和3年2月28日までを目途に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところ、現在の雇用情勢を鑑み、緊急対応期間を令和3年4月30日まで延長する旨の公表がありました。

また、中小企業庁において実施している新型コロナウイルス感染症に係るセーフティーネット保証4号の指定期間は令和3年3月1日までであったところ、令和3年6月1日まで延長する旨の公表がありました。

貴協会におかれましては、これら支援策の傘下事業者の皆様への周知にご協力頂きますようお願い申し上げます。

<参考>

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置を延長します」(リーフレット)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000743293.pdf>
- ・雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)(厚生労働省HP):  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係るセーフティーネット保証4号の指定期間を延長します」  
[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2021/210219\\_4gou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2021/210219_4gou.html)
- ・「セーフティーネット保証制度(4号:突発的災害(自然災害等))」(中小企業庁HP)  
[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_4gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm)